

商標使用許諾債務を履行しない意思を明確にした履行拒絶によって  
履行不能になったとして債務不履行責任が認められた事例

## —木久蔵ラーメン事件(控訴審)—

福岡高判令和7年1月28日令和5年(ネ)第765号LEX/DB25621969

近畿大学法学部 教授 諏訪野 大

### ◆事案の概要

1 Xは、麺類等の製造、加工および販売等を目的とする株式会社である。A社は過去にXの子会社であった株式会社である。

Yは、テレビ・ラジオ等の番組、映画および舞台の企画制作等を目的とする有限会社である。Y代表者であるBは、現在「林家木久扇」の芸名で活動する著名な落語家である。「林家木久蔵」は、落語家の名跡であり、Bのかつての芸名である。Bの子であり、Yの取締役であるCは、平成19年に2代目として林家木久蔵の名跡を襲名した。

2 D社は、昭和56年または57年ごろから平成11年9月1日の間、Yから許諾を受けて、「林家木久蔵」(本件商標)を使用したラーメン等の製造・販売を行っていた。

Xは平成11年9月1日、D社から「木久蔵らーめん類」を含む複数の商標や販売に関する権利を譲り受けた(本件営業権譲渡契約)。

本件商標は平成16年10月25日、商標登録の出願がなされ、平成17年5月27日、商標原簿に登録された(商標登録第4867275号。本件商標権)。その指定商品および商品の区分は、第29類(即席スープ、スープのもと等)および第30類(スープ付きラーメンのめん、その他のラーメンのめん、調理済みラーメン等)である。

XとYは、平成17年7月1日、商標専用実施権設定契約(本件契約)を締結し、次のような定めがなされた。

<内容>Yは、Xに対し、本件商標につき専用実施権を許諾する。Xは本件商品を製造し、第三者に販売することができる。Yは、実施期間中、本件商標を製品に使用せず、第三者に使用を許諾しない。

<専用使用権>Yは、本件契約締結と同時に、本件商標の専用使用権設定登録をする。

<対価の支払い>Xは、Yに対し、商標使用権の対価として、翌月末日限り、本件商標を使用した商品の正味販売食数に5円を乗じた金額をロイヤルティとして支払う。

<更新>本件契約の実施期間は2年間とするが、期間満了3カ月前までに両当事者が更新拒絶の意思を書面で明らかにしない限り、自動的に2年間更新され、その後も同様である。

XとYは、本件契約において、更新の際にXがYに契約金や更新料を支払うとの合意はしていなかった。

本件商標について、平成17年12月22日、本件契約に基づいて、商標登録原簿に、Xを専用使用権者、期間を平成17年7月1日から平成19年6月30日、内容を「第30類 スープ付きラーメンのめん、その他のラーメンのめん、調理済みラーメン」とする専用使用権の設定登録がなされた。

専用使用権について、平成19年6月30日の終期の変更登録はされておらず、同日の経過をもって効力を失った(商標法30条4項、特許法98条1項2号)。Xが、変更登録がされていないことを知っていたとは認められない。

本件商標権は平成27年5月27日、存続期間満了により消滅した。Xはそのことを認識していなかった。

YとA社との間で、令和元年9月または10月ごろ、A社が本件商標などを使用して商品を製作・販売する旨の契約(新契約)の締結に向けた協議が始まった。YはA社に対し、契約金とロイヤルティの支払いのほかに、契約期間を更新する都度、更新料を支払うことを提案した。

A社はYに対し、令和2年3月11日に新契約締結延期を申し入れ、同月19日に、Yが提示する条件では採算が取れない

として新契約締結を断念する旨を伝えた。

なお、新契約の交渉に先立ち、XがA社に本件契約上の地位をYに無断で譲渡した事実はない\*<sup>1</sup>。

3 YはXに対し、令和2年内に、本件契約を更新するのであれば、更新料を支払うよう求めた。

Xは更新料を支払うとしたが、具体的な金額の合意に至らず、令和3年5月14日には更新料を支払えない旨を伝えた。Yは同月16日、改めて更新料支払いを求めた。

Xは本件商標権が消滅したことを同年5月ごろ知った\*<sup>2</sup>。

XはYに対し、同年6月18日付で、本件契約に定められていない契約金（更新料の趣旨と解される）の支払義務はなく支払いを拒絶すること、本件商標権消滅が判明したため今後ロイヤルティを支払えないこと、同消滅以降分の既払いのロイヤルティの返還を求めることを通知した（本件通知書）。

YはXに対し、同月27日付で、Xが契約金（更新料の趣旨と解される）の支払いを拒絶するのは不当であること、既払いのロイヤルティの返還には応じられないこと、Xが信頼関係を破壊する行為に及んだため本件契約を解除すること、今後Xが本件商標等を使用した商品を製造・販売等した場合には、民事・刑事の法的措置をとることも検討する旨の「御連絡」と題する書面（本件解除通知）を送付した。

Xは本件解除通知を受け、令和3年6月をもって本件商品の出荷を停止した。

4 令和3年8月15日、Xが訴状を送達。訴えを提起した。

原判決（福岡地判令和5年9月8日WestlawJapan2023 WLJPCA09086006）は、Yに本件商標権存続義務はなく、仮にあったとしてもXに損害はなく、また、本件解除通知送付も不法行為に当たらないとして、Xの請求を棄却した。

Xが控訴を提起した。

控訴審での争点は、既払いのロイヤルティに係る請求（請求1）につき、債務不履行責任の有無および損害（争点1。主位的請求）、不当利得返還義務の有無および利得額（争点2。予備的請求）、相殺の抗弁（争点3）、営業損失に係る請求（請求2）につき、責任原因（争点4）、損害（争点5）、損害軽減義務違反の有無（争点6）、過失相殺（争点7）である。

## ◆判旨—控訴一部認容—

### 1. 争点1（債務不履行責任の有無および損害）について

「Yは、本件契約に基づき、Xに本件商標権の専用使用権を認めた。専用使用権は、独占的に本件商標を使用できるの

みならず、それを守るために、自己の名で差止請求（商標法36条1項）や損害賠償請求（民法709条）をすることができるという効力を有している。また、当事者間では、本件契約に基づき、Yが自ら使用せず第三者にも使用させないという使用権の許諾という効力が生じている。Xは、単に本件商標の使用の対価にとどまらず、本件契約に基づいて上記効力が得られることの対価として、Yにロイヤルティを支払い続けてきたといえるのであって、その権利保護の要請は強い。なお、本件での専用使用権は、平成19年6月30日の経過をもって効力を失っているが、Xはその事実を認識していなかったと認められるし、Yは本件商標権を維持した上で、専用使用権を維持する債務を負っていたというべきであるから、専用使用権が先立って消滅したとの事実は、前記判断を左右しない。

加えて、本件契約は、自動更新を定めており、本件解除通知が到達した令和3年6月当時、契約締結から16年以上の長きにわたって継続し、今後も更新されることが想定されていたといえる。本件商標権が継続することについてのXの期待は、保護されなければならない。

商標権は、設定によって生じ（商標法18条1項）、その更新は、商標権者によってのみなし得るのであるから（商標法19条2項）、Yは、上記保護の要請を踏まえると、本件での認定事実の下においては、本件商標権を存続させるべき債務を負うと解するのが相当である。

しかるに、Yは、これを消滅させた。したがって、Yは、Xに対し、本件商標権の消滅について債務不履行責任を負う」

「Yは、商標権が消滅した後もパブリシティ権や不正競争防止法に基づいて保護されるとして、商標権を維持すべき義務はないと主張する。

しかし、パブリシティ権や不正競争防止法等による保護と、本件契約に基づくXの専用使用権による保護とは、その要件や効果を異にするものであって、Yの上記主張は採用することができない」

「本件契約のロイヤルティの支払は、本件商標権が存続していることを前提としているということが出来るものの、本件契約の契約書の文言上は、本件商標の専用使用に対する対価と解することができる。そして、本件商標権が効力を失った平成27年5月27日以降も、Xは、本件契約において指定された商品に関する限り、本件商標を専用使用できたと推認でき、この認定を覆すに足りる証拠はない。

したがって、Xに損害が生じたとは認められない」

「本件商標権が消滅しているとしても、Yはパブリシティ権（本件では、落語家の著名な名跡である『林家木久蔵』の有する顧客吸引力を独占的に利用する権利）を管理していると認められる。

パブリシティ権は、個人の人格権に由来するものである（最高裁判所平成24年2月2日判決）。本件商標である林家木久蔵の名跡は、平成19年まではY代表者であるB（現・木久扇）が、同年以降はC（2代目林家木久蔵）が襲名しており、有名人である特定の個人（B、C）と密接な結びつきがあることからすれば、パブリシティ権の客体となり得る。そして、Y代表者Bについては、落語家として、長年『林家木久蔵』を名乗ってテレビ出演等を含めて活躍し、『木久扇』に改名後も先代林家木久蔵として知られて現役であり、Cについては2代目かつ現林家木久蔵として、いずれも多くの人が知る人物であって、林家木久蔵という名称には、……相当程度の顧客吸引力があると認められる。したがって、上記兩名それぞれの人格権に由来する権利として、保護されるべきであって、2代目襲名の平成19年までとそれ以降とで厳密に区別するのは不相当であり、無断使用がなされた時点において、BとCそれぞれについての林家木久蔵の顧客吸引力を検討するのが相当である。また、パブリシティ権は、氏名が持つ財産的価値に着目して認められるものであるから、人格権に由来するとはいっても、他者にその経済的価値を管理させることはできる。そうすると、林家木久蔵が所属するYがこれを管理しているといえる」

「その顧客吸引力について検討すると、Y代表者（現・木久扇）は、林家木久蔵として数十年に渡り落語界で活躍し、有名なテレビ番組に長期間にわたってレギュラー出演するなどメディアでの露出も多く、現在に至るまで広く国民一般に知られてファンも多いと認められる。2代目林家木久蔵も、Y代表者の実子であり、落語家としての地位を築き、幅広く芸能活動を行っている（弁論の全趣旨）。これらからすれば、林家木久蔵という名称は、本件商標権が消滅した平成27年5月から、Xが本件通知書を送付した令和3年6月までの間も、法的保護に値する十分な顧客吸引力を有するものと解される」

「Xは、本件商標の製造・販売において、本件商標の顧客吸引力を利用したことは明らかであり、その価値は、少なくともXが支払ったロイヤルティの総額687万3833円（争いが無い）に相当するといえるべきである。

そうすると、Xは上記ロイヤルティを支払った反面、当該価値分の利益を得ているのであるから、本件商標権が消滅しているとしても、Xに損害が生じたとは認められない」

## 2. 争点4（請求2の責任原因）について

「本件契約は、……本件商標権の消滅によっても当然に終了するものではない。

そして、Yは、令和3年6月27日付けで、解除の意思表示をした上で、今後、Xが本件商標等を使用した商品を製造・販売等した場合には、民事・刑事の法的措置を執ることも検討する旨を通知しており（本件解除通知）、商標の使用を許諾するという債務を履行しない意思を明確にしたといえる。したがって、本件契約はYの履行拒絶によって履行不能となったといえることができるから、Yは、Xに対し、債務不履行責任を負う」

「Yは、信頼関係が破壊されており、Yによる解除は有効であるから、債務不履行責任を負わないと主張する」

「Xが本件商標権及び本件専用使用権の消滅を理由に上記〔引用者注：既払いのロイヤルティ返還〕請求に及ぶことは正当な権利行使といえるべきであって、Yとの信頼関係を破壊する事情とはならない」

「本件通知書にもそのような〔引用者注：Xが本件商標権の消滅を理由に今後ロイヤルティを支払わずに本件商標を使用する旨の〕宣言は記載されていないし、その文面をいかに解釈したとしても、Xがそのような宣言をしたと解することはできない。……信頼関係の破壊の有無を検討するための前提となるべき事実それ自体が認められない」

「更新拒絶は書面によってなされなければならないが、これを明示した書面はなく、Yによる更新拒絶は認められない」

## ◆評釈—結論賛成・理論構成に疑問—

### 1. はじめに

存続期間満了により商標権が消滅した後にロイヤルティ支払いを継続していた事案であり、商標権の維持または存続義務（以下、合わせて「存続義務」）の存否や履行拒絶による債務不履行責任の有無などが争われた。

ライセンス契約の有効期間満了前に商標権の存続期間が満了する場合に、明文の約定がなくとも商標権の存続義務が商標権者にあるのかにつき、本事案の認定事実の下であれば認めるとした点は注目される。しかし、あくまでも「本事案の

認定事実の下」という限定がなされており、商標権の存続義務が常時認められると判示したものではない。したがって、例外的な場合の一例を示した判決であると位置づけられる。

原判決とは結論が逆になったが、控訴審において追加された争点の判断により、損害賠償請求が認められたものであり、原審と共通する争点の結論については変更がない点に注意が必要である。

本稿においては、原判決と異なった判断をした存続義務の存否の点、ならびに控訴審において新たに争点として追加されて損害賠償請求認容の理由となった履行拒絶による債務不履行について検討を行う。

## 2. 商標権存続義務

### (1) 原判決との比較

原判決はYに存続義務はないと判示した。明示的合意がないこと、商標権存続期間満了後もロイヤルティの支払いを継続していたことがXはYに義務があるとの認識を有していなかったというべきであること、ならびに本件営業権譲渡契約後に商標登録がないことを認識したものの、既払いのロイヤルティの返還を求めたどころか、かえってロイヤルティを増額しており商標登録は重視していなかったこと、をその理由として挙げた。

本判決が存続義務を認めた理由を判旨から細分化すると、①本件商標使用にとどまらず、専用使用権の効力が得られることの対価としてロイヤルティの支払いの継続、②その権利保護の要請が強いことを挙げ、①と②から商標権と専用使用権の存続義務が導かれている。

また、③自動更新規定、④16年以上継続、⑤今後の更新も想定、⑥継続についての期待の保護、⑦本件での認定事実の下、を挙げ、③～⑦から商標権存続義務を導く。

原判決が示した明示的合意の不存在や商標登録によるロイヤルティ増額の事実といったものは捨象する一方、専用使用権の効力から出発し、本事案に特有な事実を前提に存続義務を認めていることが特徴である。

### (2) 存続義務の発生

契約で別段の定めがある場合を除き、更新登録義務はないと解されている<sup>\*3</sup>。したがって、存続義務がないのが原則である。

ただし、専用使用権の存続期間が商標権の存続期間より長期になる場合、更新登録がなされなければ、専用使用権者は

商標を独占的に使用できず、その後に同一商標を登録した第三者から差止めや損害賠償を請求される危険があり、商標権者に黙示または信義則上の更新登録義務があることを示唆する見解がある<sup>\*4</sup>。

他方、このような危険を避けるために契約において更新登録義務を定めるべきであるとする見解もある<sup>\*5</sup>。

本判決は、専用使用権設定契約を締結しただけでは足りず、自ら述べるように「本件での認定事実の下において」初めて存続義務があるとしている。

本判決をもって、専用使用権の存続期間が商標権の存続期間より長期になる場合にはいつも更新登録義務がある、というような一般化はできず、また、すべきでもない。

### (3) パブリシティ権との関係

原判決では不明確であったパブリシティ権の主体や管理について詳細に述べられている。BとCが共に本件商標についてパブリシティ権を有するとした点は注目に値する。

Yは商標権消滅後もパブリシティ権や不正競争防止法に基づいて保護されるため存続義務はないと主張したが、判決はパブリシティ権や不正競争防止法等による保護と本件契約に基づくXの専用使用権による保護とはその要件や効果を異にするとして上記主張を採用しなかった。

一方、判決はロイヤルティの支払対価を本件商標権存続を前提としているということができるものの本件契約の契約書の文言上は本件商標の専用使用に対する対価と解し、本件商標の顧客吸引力を利用したとしてパブリシティ権を専用使用の根拠とした。既払いのロイヤルティはその対価であるとして損害発生を認めなかった。

本件商標権存続義務を怠った債務不履行に基づく損害を判断すべきははずのところ、専用使用状態の有無に焦点を移し、パブリシティ権に基づく専用使用を認め損害不発生を導くのであるならば、自ら退けたYの主張を認めたに等しく、判決の理論には矛盾が生じているとの指摘が可能である。

商標権と専用使用権の効力が及ぶ範囲は指定商品・指定役務およびそれらに類似する商品・役務に限定される（商標25条・30条・37条）。パブリシティ権に指定商品・指定役務といった制限はなく、商標権および専用使用権よりも広い範囲にわたり効力を有する。また、パブリシティ権に登録制度はなく、登録料も発生しない。

判決が、パブリシティ権による保護と専用使用権による保護とは、その要件や効果を異にするると述べる点はそのとおり

であるが、専用使用状態を重視するならば、その状態をより良い形で維持できるのはパブリシティ権のほうであり、存続義務を認める必要性はさらに失われる。

### 3. 履行拒絶による履行不能

#### (1) 営業損失に係る請求の責任原因

原審において、Xは本件解除通知を送付して法的措置をとるなどと威迫して本件商品の販売を中止させたYの行為が不法行為に当たると主張して退けられたが、控訴審では全く別の主張を行った。

すなわち、①信頼関係の破壊に至る事情がないにもかかわらず本件契約を解除し、違法な解除権を行使した不法行為責任、②継続的契約では契約の継続について他方当事者の正当な信頼を保護する必要があるため、信義則上、取引関係を継続しにくいような信頼関係の破壊に至る事情等の正当な事情がない限り、契約を解除してはならない義務を負うが、そうした事情がないのに、本件契約を解除する意思表示をしたことによる債務不履行責任、③信頼関係の破壊に至る事情はなく本件解除通知による解除は無効であり、本件契約が有効に存続しているのに本件解除通知によって本件契約に基づく債務の履行拒絶の意思を明確にしたことによる債務不履行責任の3点である。

①および②は退けられた一方、③が認められ損害賠償請求が認容された。本稿においては③について検討を行う。

#### (2) 履行拒絶

本件契約は平成17年7月1日に締結され、2年ごとに自動更新されてきた。履行拒絶と判断されたのは、令和3年6月27日付の本件解除通知である。その時点での最終更新は令和元年7月1日となる。

判決は履行拒絶に適用する条文を明示していない。

債権法改正法（平成29年法律44号）の施行は令和2年4月1日であり、本件契約の履行拒絶を判断するにあたり適用されるのは改正前の民法の条文となる。具体的には、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする」と定めていた民法旧415条である。

現行民法では、履行拒絶の意思が明確に表示されたときに損害賠償請求が可能であると定められているが（民415条2

項2号）、旧415条では不能概念を拡張して対応していた<sup>\*6</sup>。判決が「履行拒絶によって履行不能となった」と記したのは、民法旧415条を適用することを示していると思われる。一方で、「債務を履行しない意思を明確にした」という表現を用いたのは、口頭弁論終結日（令和6年11月21日）には既に施行されていた現行の民法415条2項2号を念頭に置いたものと推測される。

本件解除通知では、本件契約に基づく本件商標の使用許諾という債務の履行を拒絶する旨の直接的な文言はない。しかし、「今後、Xが本件商標等を使用した商品を製造・販売等した場合には民事・刑事の法的措置を執ることも検討する」としたことは商標権侵害を主張する意味となり、使用許諾をしないとの意思表示であると解される。履行不能を拡張して履行拒絶を含めれば、本件解除通知は「履行をすることができなくなった」（民旧415条後段）に該当する。

「債務者の責めに帰すべき事由」（帰責事由。民旧415条後段）については、伝統的通説では、債務者の故意・過失または信義則上同視すべき事由であるとされ、また、故意とは債務不履行を生ずべきことを知ってあえて何事かをすること、または何もしないこと、過失とは債務者の職業、その属する社会的・経済的な地位などにある者として一般に要求される程度の注意を欠いたために、債務不履行を生ずべきことを認識しないことと解されていた<sup>\*7</sup>。

本件解除通知による本件契約の解除に関して、Yが信頼関係の破壊があったとして解除の有効を主張したのは、帰責事由が自身にないことを前提にしたものである。

判決がYのこれらの抗弁を退けたのは妥当である。

本件契約が自動更新を定め、実際に16年にわたり継続してきたことからすれば、本件契約が継続的契約であることに異論はないであろう。

継続的契約を解除するにあたっては、約定された期限内の解除権行使であったとしても不信行為の存在等やむを得ない事由が必要とする多くの裁判例が存在し<sup>\*8</sup>、契約関係継続義務ないし継続性の原理とでも呼ぶべき新たな法理が形成されていると見ることができるといわれている<sup>\*9</sup>。

本件解除通知は、継続的契約の性質を有する本件契約の更新日を数日後に控えた時点のものであり、信頼関係の破壊も認められない以上、解除の有効性は認められず、Yに帰責事由があると解される。

ところで本件契約は有償双務契約である。Yには商標の使

用許諾という債務があり、XにはYの使用許諾に対する対価としてロイヤルティの支払債務がある。

時系列を見ると、Yの履行拒絶と認められた本件解除通知より10日ほど前に、本件商標権消滅により今後のロイヤルティを支払わないとするXの本件通知書が送付されている。

Yが本件通知書をもってXの履行拒絶とし、履行不能による債務不履行を主張していた場合どのような結論が導かれるか考察する余地が残る。

#### 4. おわりに

控訴審において新たに加えられた争点に対する判断により、原判決と逆の結果が導かれた。

争点の立て方が重要であることを改めて示した事案であり、また商標使用を許諾する契約においてそもそも約定しておくべき事項が何であるかを明らかにした点で、実務上参考にすべき裁判例であると位置づけられる。

(すわのおおき)

※1) 本件契約上の地位を無断譲渡したとの事実はないと認定した理由について裁判所は補足説明をしている。

「Xは平成30年2月にA社に販売委託をしており……、XがA社に本件契約上の地位をYに無断で譲渡する理由がなく、同趣旨を述べるDの証言及びX代表者の供述の信用性を否定すべき事情はない。そこで、無断譲渡したとの事実はないとの事実を認定した」

「これに対し、Yは、XがA社に本件契約上の地位をYに無断で譲渡したと主張する。

しかし、A社を販売者とするラーメンのパッケージのうち青箱仕様……は新契約が成立した場合に備えたもので、実際に販売されていない(証人D)、黄箱仕様……もデザイン案の作成にとどまり……、商品として販売されたものではないから(当事者間に争いが無い)、上記各パッケージをもって、無断譲渡の事実を認めるに足りない。E〔引用者注:証人〕は、A社が販売者となっているパッケージを確認したとか、Xから契約者をA社に変更した旨の書面が届いたなどと証言するが、客観的な裏付けを欠き、上記証言は採用することができない。その他に無断譲渡の事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、Yの上記主張は採用することができない」

※2) Xが本件商標権の消滅を知ったのは令和3年5月ごろであると認定した理由について裁判所は補足説明をしている。

「本件契約の締結に先立ち本件商標が登録されているし、本件契約は専用使用権(商標法30条1項)を認めており、商標権が存続していることは専用使用権の当然の前提となるのであるから、商標権の存続は、Xにとって重要な意義を有していたといえること、Xが支払うロイヤルティは、専用使用権に基づく独占的な使用……の対価であること、商標権の更新登録の申請ができるのは、商標権者に限られること(商標法19条2項)、以上の認定判示からすれば、Xが前記認定の時期よりも早い段階ですでにそれを知りながら、Yに何ら申入れ等することなくこれを放置して、その後もロイヤルティを支払い続けるなど考えられない。

また、A社の窓口としてYと新契約のやり取りをしていたFは、Xの代表者であった……から、Xが商標権の消滅を認識していたとすれば、新契約締結に向けたやり取りの中で本件商標権が消滅していることや本件商標について再度出願することに言及されてしかるべきであるが、そのような言及はない」

「これらからすれば、令和3年5月になってはじめて本件商標権の消滅を知ったとするX代表者の供述は信用できるといふべきであり、そのとおりの事実を認定した」

「これに対し、Yは、Xが令和元年11月30日当時には本件商標権が存続期間満了により消滅したことを知っていたと主張し、その理由として、①XがYに送信した同日のメール……添付の新契約に関する契約書案……には、本件商標の登録番号や商品区分の記載がないこと、②YとA社との間での令和2年1月中旬作成の新契約の契約書案……において、YがA社に商標登録出願を委託する旨が定められているのは、本件商標権の消滅が前提となっているからであることを指摘する」

「しかし、①Yが指摘する新契約の契約書案……には、本件商標の登録に関する条項の定めはなく、むしろ本件商標権が存続していることを当然の前提としていると解される。なお、Xが作成した新契約の補正案……には、本件商標の登録に関する条項が定められているが、同補正案は、『林家木久蔵』のみならず、『木久扇』の使用に関する契約書案であって、『木久扇』については登録未了であったのであるから(弁論の全趣旨)、同補正案で商標登録に関する定めがあるとしても、Xが本件商標権の消滅を知っていたことにはならない。

また、②YがA社に商標出願を委託したのは、本件商標(林家木久蔵)ではなく、『林家木久蔵ラーメン』であるから……、本件商標権の消滅を前提とするものではなく、Xが本件商標権の消滅を知っていたことにはならない。

F弁護士陳述書……は、同人の反対尋問を経ておらず、そのまま採用することはできないし、その他Xが令和元年11月30日当時には本件商標権の消滅を認識していたことを認めるに足りる証拠はない」

※3) 小野昌延・三山峻司編『新・注解商標法(上巻)』(青林書院・2016)952頁[松村信夫]。

※4) 小野・三山編・前掲注3)952頁[松村]。

※5) 大阪弁護士会知的財産法実務研究会編『知的財産契約の実務 理論と書式 意匠・商標・著作権編』(商事法務・2022)132頁。

※6) 加藤雅信『債権総論』(有斐閣・2005)126頁、内田貴『民法III[第4版] 債権総論・担保物権』(東京大学出版会・2020)144頁。

※7) 我妻栄『債権総論[新訂版]』(岩波書店・1964)105～106頁。

※8) 札幌高決昭和62年9月30日判時1258号76頁「北海道フォードトラクター事件」、東京高判平成6年9月14日判時1507号43頁「資生堂東京販売事件」など。

※9) 内田貴『民法II[第3版] 債権各論』(東京大学出版会・2011)84頁。